

公立大学法人宮崎公立大学臨時職員就業規則

平成19年4月1日

規程第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に勤務する臨時職員（以下「職員」という。）の採用、勤務時間、賃金、服務及びその他の労働条件に関して必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 職員の採用は、選考による。

2 職員の雇用期間は、6月以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは1年以内の範囲で延長することができる。

3 雇用の際は、職務、賃金及び雇用期間等を明記した雇用通知書を交付する。

(退職)

第3条 職員は、退職しようとするときは、雇用期間満了の場合を除き、退職願を提出しなければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1) 雇用期間が満了したとき 雇用契約期間満了日

(2) 死亡したとき 死亡日

(3) 災害によることなく生死不明、所在不明となったとき 生死不明、所在不明の期間が30日以上になった日の翌日

(解雇)

第4条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

(1) 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、2回以上注意を受けても改めなかったとき

(2) 正当な理由がなく3日以上無断欠勤したとき

(3) 勤務成績又は業務効率が著しく不良で改善の見込みがなく、就業に適さないと認められたとき

(4) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(5) 法人の職員にふさわしくない非行のあった場合

(6) 前各号に定めるもののほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(7) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剰員が生じ、かつ他に適当な配置先がないとき

(8) 法人が解散したとき

2 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき

(解雇の予告)

第5条 法人は、職員を解雇するときは、30日前に予告をするか又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。

ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は勤務者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、労働基準法第20条第3項の規定により行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

(退職証明等)

第6条 退職証明等については、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。

(服務の原則)

第7条 職員は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に定める公立大学法人の業務の公共性、透明性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職

務に専念しなければならない。

- 2 職員は、その職務を遂行するにあたっては、法令、法人の諸規定等を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実公正かつ能率的に行わなければならない。
- 3 職員は、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、服務については一般職員の例による。

(秩序の維持)

第8条 職員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職務の内外を問わず、法人の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となること。
- (2) 法人の秩序及び規律を乱すこと。
- (3) 相手方の望まない言動により、法人に勤務する者又は学生その他その業務に従事する際に接するそれ以外の者に不利益や不快感を与え又は就業環境または就学環境を悪くすると判断されるようなこと。

(勤務時間)

第9条 職員の所定労働時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分、1週につき38時間45分以内とする。

- 2 前条に定める所定労働時間の割り振りは、暦日を単位として月曜から金曜までの5日間において行うこととする。

(始業及び就業の時刻等)

第10条 職員の始業・終業時刻、休憩時間及び休息時間については、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時30分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 正午から午後1時まで

(休日)

第11条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に定める日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (5) その他理事長が定める日

(休日の振替)

第12条 前条の休日については、業務の都合によりやむを得ない場合は、当該休日前に、第9条に規定する所定労働時間を割り振られた勤務日を休日（以下この条において「振替日」という。）に変更して当該勤務日に割り振られた労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の労働時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の労働時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項に定める休日の振替は、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までにおいて行うものとする。

(時間外勤務)

第13条 労働基準法第36条第1項に定める協定を締結及び届け出した場合であって、業務のため臨時又は緊急の必要があるときは、職員に対し、第9条から前条に規定する労働時間以外の時間において勤務（以下「時間外勤務」という。）することを命ずることができる。

(育児休業及び介護休業等)

第14条 職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、

育児・介護のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

- 2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児休業・介護休業等に関する規程」で定める。

（賃金）

第15条 職員の給料は時間給とし、その者の勤務時間に応じて支給する。

- 2 前項の時間給の額は、公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程（平成19年規程第53号）別表第1一般職給料表1級1号給の給料月額を162,75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 3 第13条の規定により時間外勤務を行った職員には、一般職員の例により時間外手当を支給する。

- 4 職員の通勤手当については、一般職員の例による。

（休暇の種類）

第16条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び無給休暇とする。

（年次有給休暇）

第17条 職員の年次有給休暇は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間が2月を超えた職員は、3月日から1月当たり1日の年次有給休暇を受けることができる。
- (2) 雇用期間が6月を超えた職員は、7月日から前号の年次有給休暇とあわせ10日の年次有給休暇を受けることができる。
- 2 年次有給休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、理事長は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。
- 3 年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、法人が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が前項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 4 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に職員が必要とする場合には1時間を単位とすることができる。

（特別休暇）

第18条 次の各号に掲げる場合には、職員に対して当該各号に掲げる期間の有給休暇を与えることができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (2) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (3) 業務のため負傷し、又は疾病にかかった場合 3日（以後については労働者災害補償保険の給付を申請するものとする）
- (4) 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 必要と認められる期間
- (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- (6) 忌引の場合 別表1に掲げる日数（ただし、任用期間が2月を超えることが明らかな臨時職員に限る。）

（無給休暇）

第19条 次の各号に掲げる場合には、職員に対して雇用期間の範囲内で当該各号に掲げる期間の無給休暇を与えることができる。

- (1) 業務のため負傷し、又は疾病にかかった場合 必要と認められる期間

- (2) 忌引の場合 必要と認められる期間
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (4) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
- (5) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子に当該職員以外の親がこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (6) 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合 必要と認められる期間
- (7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ必要と認められる時間
- (8) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が別に定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間
- (10) 要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (11) 前各号の他、理事長が特に必要と認められる場合 必要と認められる期間（懲戒等）

第20条 懲戒及び懲戒解雇については、公立大学法人宮崎公立大学任期付職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

（訓告等）

第21条 法人は、前条に基づく懲戒に該当するに至らない者に対して、注意を喚起し、その服務を厳正にするために必要があるときは、訓告又は嚴重注意を行うことができる。

（損害賠償）

第22条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒を行うほか、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長は情状によりその全部又は一部を免除することができる。

（受診の命令）

第22条の2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人は職員に対し、法人の指定する医師の受診を命じることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと思料される場合
- (2) 傷病を理由に欠勤、遅刻、早退を繰り返す場合
- (3) 職務の能率、勤務態度の変化等により、身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合
- (4) その他、上記各号に準ずる場合で、法人が必要と認める場合

2 職員は、正当な理由がない限り、前項に定める命令を拒むことはできない。

3 職員は、受診の結果を法人に提出しなければならない。

(社会保険等)

第23条 臨時職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第18条関係）

忌引の場合に認められる日数

親族等の範囲		任用期間	2月を超える ことが明らかな場合
配偶者			5日
血 族	父母		4日
	子		4日
	祖父母		3日
	兄弟姉妹		3日
	おじおば		2日
姻 族	父母の配偶者、配偶者の父母		2日
	子の配偶者、配偶者の子		1日
	祖父母の配偶者、配偶者の祖父母		1日
	兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹		1日
	おじおばの配偶者、配偶者のおじおば		1日